

中部電力株式会社及び株式会社OSCF「(仮称) 鉢伏山風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和3年8月3日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 鉢伏山風力発電事業 環境影響評価方法書について、中部電力株式会社及び株式会社OSCFに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、福井県知事及び滋賀県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：福井県敦賀市、南条郡南越前町及び滋賀県長浜市
原動力の種類：風力（陸上）
出力：55,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 2年 7月27日
環境大臣意見受理	令和 2年10月 9日
経済産業大臣意見発出	令和 2年10月19日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 3年 1月28日
住民意見の概要等受理	令和 3年 4月20日
福井県知事意見受理	令和 3年 7月19日
滋賀県知事意見受理	令和 3年 7月14日
経済産業大臣勧告発出	令和 3年 8月 3日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、野田
電話03-3501-1742（直通）

中部電力株式会社及び株式会社OSCF「(仮称) 鉢伏山風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 本事業計画では、風力発電備及び附帯設備の構造・配置又は位置・規模に係る具体的な事業計画が明らかになっていないことから、これらを明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 近年の局所集中的な降雨の傾向と土捨て場や道路工事に係る雨水排水対策を踏まえ、濁水の影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
また、周辺は有数の豪雪地帯であるため、必要に応じて、融雪期の降雨時調査も検討すること。
3. 対象事業実施区域及びその周辺で鳥類調査を実施する際には、専門家等からの助言を踏まえ、定量性が確保されるように調査、予測及び評価を行うこと。
また、対象事業実施区域の周辺には、イヌワシの行動圏が確認されているため、イヌワシを調査、予測および評価の対象に追加すること。
4. ニホンヤマネ及びニホンモモンガについては、巣箱調査などの適切な方法を選定して、生息状況調査の実施を検討すること。
5. 植物の調査については、尾根以外の斜面にも調査地点を配置するとともに、早春に開花する種に配慮し、調査の時期を設定すること。
6. 景観に係る眺望点として、若狭湾国定公園の公園計画に位置付けられた猪ヶ池園地を追加すること。

(福井県知事及び滋賀県知事からの意見書の写しを添付)